

令和7年4月から

製品プラスチックの回収が始まります

これまで**燃やすごみ**で回収している製品プラスチック
( プラマークのないプラスチック製品)を**資源の日**に回収します。

製品プラスチックとして回収するもの

(例)



プラスチック素材だけでできている
一辺の長さが30cm以内のもの

出し方

汚れているものは軽くすすぎ、よく水を切ってください。



「ふたのできる容器」または「中身の見えるポリ袋(半透明の袋)」に入れて、朝の8時までに集積所に出してください。

(この他、管理人さんなどから別途指示がある場合がございます。)



ポイント

プラスチック製容器包装
(プラマーク)の日は変更
ありません



- ・プラマークが**あるもの**
▶ **プラマークの日**
- ・プラマークが**ない**プラスチック
だけでできているもの
▶ **資源の日**

回収できないもの

以下のものは製品プラスチックとして回収できません。

- ・一辺の長さが30cmを超えるもの ▶ 粗大ごみ
- ・プラスチック製容器包装 ▶ プラマークの日
- ・汚れや臭いが落ちないもの ▶ 燃やすごみの日
- ・プラスチック以外の素材が混じっているもの
▶ 素材により燃やすごみの日か燃やさないごみの日

特にモバイルバッテリー、電子・加熱式たばこ、スマートフォンなど(小型充電式電池を内蔵しているもの)は混在すると火災の危険性がありますので製品プラスチックとして絶対に出さないでください。



リチウムイオン電池



ニカド電池



ニッケル水素電池

回収後について

回収した製品プラスチックは、新たな製品の原料として再生利用(マテリアルリサイクル)されます。
(例)プリンターや車止めなど

区職員が地域(10人以上の団体)にお伺いし、ご説明することも可能です。ご希望の場合はリサイクル清掃課へご連絡ください。

【問合せ先】葛飾区リサイクル清掃課 03-5654-8272

詳細については区ホームページからご確認ください。

Check here for more details

点击此处了解详情

자세한 내용은 여기를 참조하십시오



区ホームページ